

「介護相談窓口 通信」 2022年5月号

※豆知識(住所地特例について)※

住所地特例とは、介護保険の被保険者であった方が市外へ転出(住民票を異動)し、転出と同時に介護保険施設等へ入所(=住民票住所も施設へ異動)した場合でも、転出前の市町村が引き続き介護保険の保険者となります。これを、「住所地特例」の制度といいます。

この制度は、介護保険施設等が多く建設されている市町村に、他市町村から多くのサービス利用者が転入してきた場合、その市町村の介護保険財政を圧迫してしまいます。

そのような負担の偏りを是正し、介護保険制度を安定的に持続していくための制度です。ただし、住所地特例は介護保険施設、特定施設等に入所した場合に適用される制度です。

介護相談窓口ではこのような制度についてのご紹介もしております。ぜひご利用ください。

【介護アドバイザー 山内 弘美】

大阪公立大学、大阪教育大学、和歌山大学、積水ハウス株式会社が共同で
「介護相談窓口」開設！

場 所:大阪公立大学杉本キャンパス 1号館1階
女性研究者支援センター(研究推進課分室)
(大阪市住吉区杉本3-3-138)

利用対象:連携機関の研究者、大学院生等

メール:f-soudan@ado.osaka-cu.ac.jp

電 話:06-6605-3455

相談窓口HP:<http://www.wlb.osaka-cu.ac.jp/effort/assistance-service/>

※個別の相談には予約が必要です。まずはお電話またはメールにて
お問合せ・ご予約ください。相談は面談やお電話、メールで対応します。
(Zoomによるオンライン相談も可能です。)

介護相談室利用可能日

時間:各日10:00~16:00

2022年
5月18日(水)、25日(水)

ホームページを公開中
<https://diversity-oows.jp/>

次回は、5月下旬に発行します。